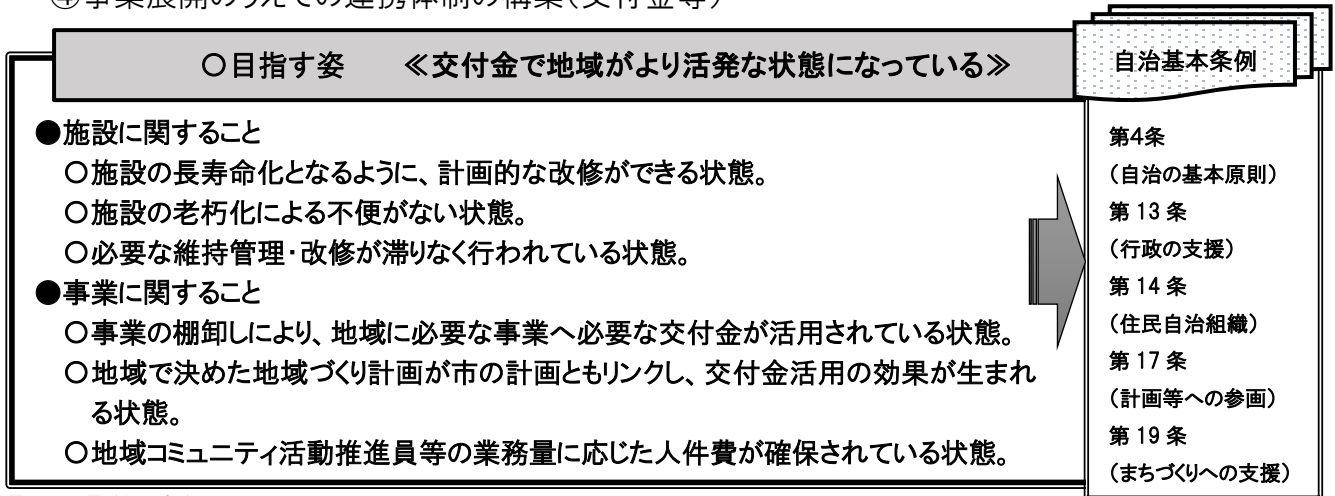


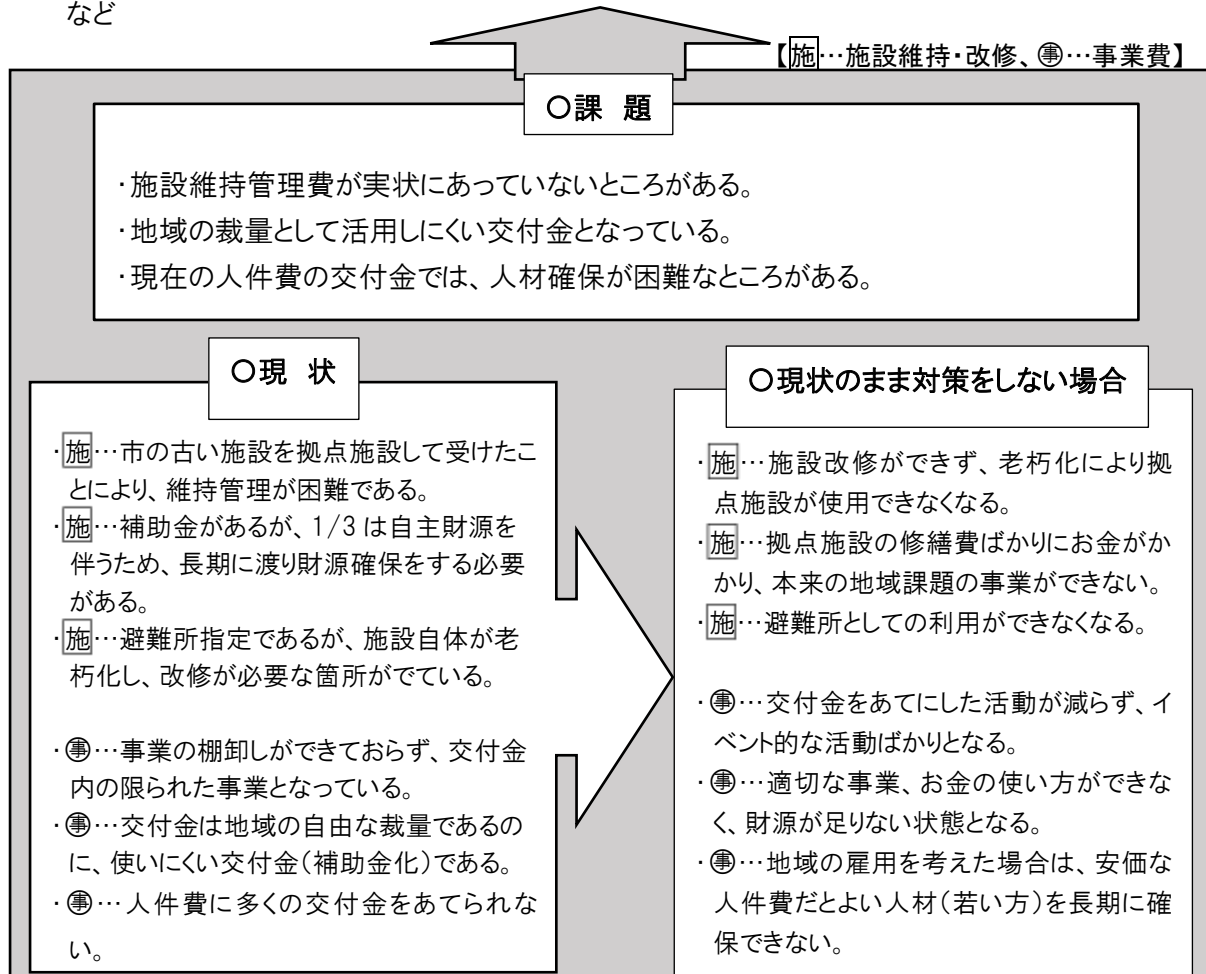
○行政との連携のあり方

④事業展開のうえでの連携体制の構築(交付金等)



【対策】(提案)

- ・協働のパートナーとして、自由度の高い交付金制度再構築をする。
- ・交付金を充てるのに相応しい活動をと何かを踏まえて取り組む事業を決める。
- ・**施**…交付金の幾らかを積立できるようにし、施設改修費に充てられる仕組みを整備することによって、施設整備補助金による計画的な改修を行う。
- ・**●**…交付金が地域の裁量で使用できるよう地域で情報公開・合意がとれる仕組みを検討する。
- ・**●**…事業の棚卸しによる事業費の見極めと提案型補助金による新たな活動資金の確立。
など



自治協議会のあり方懇話会の提言後の行政が担当する地域支援施策について(案)

進む人口減少社会に住民が住み慣れた地域で生きがいをもち安心して生活できるためにどのようなまちをつくっていくか「未来の丹波市の姿」を市民と行政が共有する未来都市創造審議会や自治協議会のあり方懇話会の協議に平行し、市内各地域で、地域組織のあり方や取り組むべき活動等について、住民自らの課題として改善に向けた取り組みが広がっています。

こうした参画と協働の理念に基づく地域組織の取り組みをさらに推進するため次の施策を段階的にすすめていきたいと考えます。(令和2年度以降)

1 懇話会以降の支援について(考え方)

あり方懇話会では、参画と協働が丹波市の基本姿勢であることから、参画と協働を進めていくためには、自治基本条例に基づいて地域課題を解決する組織、自治協議会の能力(機能)を高めることが重要であることを再確認しました。

あり方懇話会が考える自治協議会の目指す方向である「みんなで楽しくまちづくり」を実践するためには、地域組織の仕組みや活動や事業について、地域住民で話し合う場を持ち、地域に相応しい組織・活動はどういうものかをみんなで決めることが重要であると考えます。

丹波市では、他市に先行して10年以上にわたりまちづくり施策に取り組んできた実績があり、この間にそれぞれの地域において自治とまちづくりの参考になる良い取り組みも行われてきましたが、それを評価し好事例として共有する仕組みが十分でなかった現状があります。一方、課題を把握してもその対策が定まらずにいるという課題もあります。

こうしたことから、市民との協働を進めていくためには、「市民活動」に任せる部分を厚くし「参画と協働」の姿勢を明確にするとともに課題解決に向けた取り組みに対する支援を行うことなど、丹波市の「参画と協働」の姿勢を明確にするための施策が必要と考え、次のとおり提案します。皆様のご意見をお聞かせください。

2 具体的な提案内容(例)

提案する内容

「参画と協働の指針」に基づいた地域自治組織や市民活動支援等の施策・既存制度等を土台にして、自治基本条例に示される地域自治組織(考え方の一例として小規模多機能自治)を目指す。

- 1 自己診断支援事業 (R2年度～)
- 2 組織力アップ事業 (R3年度～)
- 3 新しい交付金移行にかかる公認制度 (R7年度～)

※(新しい交付金制度への移行はR7年から)

自治基本条例に基づき、地域を代表とする行政の協働のパートナーが自治協議会であるように、自治会を主たる構成組織としながら、多様な団体や個人が参画できる地域組織を目指します。

自治会と自治協議会の組織や活動に調整が必要な地域は、地域で考える協議の場をもちながら、地域に相応しい自治と活動が行うことのできる組織や仕組みを地域で決めていきます。

住民自治やまちづくりにかかる協働のパートナーとして地域を代表する組織に求められることに、**自治基本条例第4条に示される5つの原則**があります。この基本原則を確認するとともに、5つの原則を実現するための根底にある条件として情報を共有するまちづくり(**情報公開及び共有の原則**)があります。

組織概要、規定、活動方針、事業内容、意思決定の方法、会計報告(会計士など外部監査)等、自ら地域住民に説明することはもとより、交付金を受ける団体として広く市民に説明(情報公開)する仕組み、機能を有することで、より与信度の高い組織となり、そうした組織改善等をするを条件に支援方法、内容を改善していきたい(行政、地域ともに負担を軽減する)と考えます。

○懇話会以降の支援イメージ(仮)

自治基本条例に定める地域を代表する組織であるための地元協議と取組内容の段階に応じた支援を行う。

段階	事業内容	対応等役割	対象・条件	実施年度
ステップ1	① 自己診断支援事業	申請・相談等:市 (市民活動支援C)	全自治協議会	R2年度～ R5年度
ステップ2	② 組織力アップ事業	申請・相談等:市 (市民活動支援C)	ステップ1を修了した自治協	R3年度～ R6年度
ステップ3	③ 新しい交付金制度への移行(公認)	申請先:市	必要な条件をクリアした自治協議会	R7年度～

① 自己診断支援事業(R2～)

進む人口減少社会に住民が住み慣れた地域で生きがいをもち、安心して生活できるためにどのようなまちをつかっていくか「未来の丹波市の姿」を行政と市民が共有する未来都市創造審議会や自治協議会のあり方懇話会の協議に平行し、市内各地域で地域組織のあり方や取り組むべき活動等について、住民自らの課題として改善に向けた取組みが広がっています。こうした参画と協働の理念に基づく地域組織の取組みをさらに広げ浸透させるために、次の支援を行います。

A.自治協議会自己診断支援事業(組織の方向性と活動の再考)

自治協議会のあり方懇話会の提言(e.g 市民が参画し自ら考え活動する地域づくり)を受け、その提言での目指す方向性や好事例等を参考に各自治協議会がそれぞれの課題や方向性を自ら考え、自治協議会の改善(案)を作成したものを、自治協議会のあり方懇話会座長久隆浩教授に助言、あるいは、ご紹介いただいた講師に助言をいただき、それをもとに自治協議会が組織の方向性、活動の再編を行うもの。

B.参画と協働のまちづくりを広める・浸透させる活動支援事業(講演会、ワークショップなど)

自治協議会のあり方懇話会の提言を受け、その提言での目指す方向性や好事例等を参考に各自治協議会がそれぞれの課題や方向性を自ら考え、地域で課題と思われる内容に対して、勉強、研究するための学習活動を支援する。講師は、市が依頼し、講演会・研修の内容、進行等は地域主導とする。

② 組織力アップ事業 (R3～)

行政の協働のパートナーである自治協議会に求められるもの、その一つに自らが決め自ら説明する能力があります。これは NPO 法人や社会福祉法人のように組織概要・規約、事業内容、会計状況等の一定の情報等を自ら公開する仕組みや地域住民に対して説明する機能をもっていることが、協働のパートナーとして交付金を受ける地域組織として必要な要素であると考えます。

この事業では、第一段階の「自己診断支援事業」で組織の改編や事業の棚卸等に取り組んだ自治協議会を対象に、自治協議会が情報公開、組織、事業内容、計画、会計等のいくつかの項目を設けて、項目を整備していくごとに交付金を加算する仕組みを導入する。

(e.g 情報公開の項目では、公認会計士を入れる。会計帳簿をいつでも公表している状態にしておく。HP、FB を作成するなど。役員構成の項目では、女性役員の割合、若者を何割入っていたりなど、組織力がアップするように促す。)

③ 新しい交付金制度への移行(R7～)

平成 28 年度から令和7年度までの 10 年間に特別交付金 800 万円/地域の交付金枠を定めている。この間、一般分の交付金制度が継続することと地域づくり計画の見直しの機会がないことから、新たに生まれる社会的課題に対応できていない計画の現状を改善するために、懇話会で提言される自治協議会の目指す姿に取り組み、自ら説明責任を果たす機能(条件)を有した自治協議会に対して「新たな交付金を受けられる制度」を設ける。

新たな交付金制度は、自治協議会自らが組織、事業、会計等必要な情報を自ら説明し情報公開できる組織であることを最低条件として交付し、市への交付金にかかる報告内容(手続き)を省力化する。(要綱設置により市民活動課の現地検査を●年に1回受検する仕組みに変更)

現在の交付金並びに関連補助金の取り扱い(改善案)について

あり方懇話会での意見を整理した上で、以下の改善点(案)とする。

地域づくり交付金(一般分の改善)

○積算基準の見直し(新しい交付金制度への段階的整理)

課題

- ・活動実績に比例しない拠点施設面積による積算 →維持費の確保
- ・自治会の枠を超えた活動が自治協議会の役割 自治会数による積算 →活動費の確保
- ・構成員の人口を軽視した人口割の積算 →活動費の確保
- ・良い人材の確保が良い活動に繋がる →人件費の確保
- ・活動拠点施設を計画的に維持管理する費用の確保ができない。

対策

- ➡建物の面積などの形式的な積算方法から活動実態への積算方法への転換が必要
- ・施設維持管理経費を指定管理経費算定の仕方でも再計算する
- ・自治会数割、人口割の見直し
- ・人件費の確保

現 行		改 定 案	
構成比例分 自治会数	@20,000 円×自治会数	構成比例分 自治会数	—
構成比例分 人口	@90 円×人口	構成比例分 人口	@●●●円×人口
活動拠点施設の維持管理及び運営	@1,370 円×拠点施設面積	活動拠点施設の維持管理及び運営	指定管理経費の積算方法に準じた額を算定 ※80%程度 (施設使用料を確実に収益とする。)
基礎分(推進員人件費)	@2,000,000 円	基礎分(推進員人件費)	@2,800,000 円 ※社会保険分を含む額 ただし、週 30 時間以上の推進員を雇用している自治協議会のみ(複数でも可)

施設改修等補助金(自治会事業含)

○自己資金(立て替え)の負担を軽減するため概算払いを行う。